

高浜町後援名義の使用及び共催に係る承認並びに賞状の交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定の事業または行事（以下「事業等」という。）を実施しようとする団体等（以下「主催者」という。）に対し、町が後援名義の使用及び共催に係る承認並びに賞状（以下「後援等」という。）の交付をする場合の基準および事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 町政の振興および町民福祉の向上を図るため、事業等を奨励することをいう。
- (2) 共催 町政の振興および町民福祉の向上を図るため、事業等を奨励し、かつ、主催者の一員として事業等の企画および実施に参画することをいう。

(承認対象団体)

第3条 後援等の承認を受けることができる団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校又は学校の連合体
- (3) 公益社団法人、公益財団法人及びこれに準ずる団体
- (4) その他団体の存在及び基礎が明確で、事務遂行能力が十分であるものと町長が認める団体等

(承認の基準)

第4条 後援等の承認は、次の各号のいずれにも該当するものに対して行う。

- (1) 町政の振興および町民福祉の向上に寄与するもの
- (2) 広く町民を対象とした一般公開的な事業等であって、原則として、開催地が町内であるもの。ただし、町民の広い参加が期待でき、または町を広く知らしめることが期待できる場合は、この限りでない。
- (3) 参加料または入場料を徴収する事業等にあっては、事業等の規模および内容に応じた適正な料金を徴収し、過度に高額な料金の徴収をしないもの
- (4) 過度の騒乱、飲酒等を伴う等、事業等の内容が社会的常識を逸脱せず、公衆衛生および災害防止に係る適切な措置がなされているもの
- (5) 第8条の規定により、承認を取り消されたことがないもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められるものについては、後援等を承認しない。

- (1) 主催者の目的および活動が公序良俗に反するものまたはそのおそれのあるもの

(2) 政治活動、宗教活動またはこれらに類する活動に該当すると認められるもの

(3) 営利または商業宣伝を目的とするもの

(4) 町の行政運営に関する方針に反するもの

(5) その他後援等を承認することが適当でないと認められるもの
(後援等の申請)

第5条 後援等の承認を受けようとする主催者（以下「申請者」という。）は、原則として、事業等を実施する1か月前までに後援等承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。ただし、様式については、その内容を記載した文書をもって代えることができる。

(1) 規約、会則その他申請者の概要のわかるもの

(2) 事業等の具体的内容を明らかにする書類

(3) 料金を徴収する事業等にあつては、予算書等収支のわかる書類

(4) その他町長が必要と認める書類

(承認の可否および通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、第4条に規定する基準により申請の内容を審査し、承認の可否を決定し、申請を受理した日から1か月以内に、後援等承認通知書（様式第2号）または後援等不承認通知書（様式第3号）により申請者に必要な条件を付して通知するものとする。ただし、様式については、その内容を記載した文書をもって代えることができる。

(事業等の内容の変更等)

第7条 申請者は、後援等の承認を受けた後に、事業等の内容の変更または中止をしようとするときは、その内容を記載した書類を添えて直ちに後援等（変更・中止）承認申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。ただし、様式については、その内容を記載した文書をもって代えることができる。

(承認の取消し)

第8条 町長は、後援等を承認した後に、第4条第1項に規定する基準に該当しない事実が判明したとき、または同条第2項に規定する基準に該当する事実が判明したときは、後援等の承認を取り消すことができる。

2 第1項の規定による後援等の承認の取消しにより申請者が損害を受けた場合において、町は、その損害の賠償の責任を負わない。

(後援等の無断使用)

第9条 町長は、後援等が無断で使用されたときは、直ちに当該事業等の主催者に文書または口頭により警告し、その使用を中止させるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。